

いそぎき陽輔東京後援会会則

(名称等)

第1条 本会は、「いそぎき陽輔東京後援会」と称する。

2 本会の事務所は、東京都に置く。

(目的)

第2条 本会は、磯崎陽輔参議院議員の政治活動を後援し、同氏を通じて会員の意思を政治に反映するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、講演会、研修会、懇談会等の開催、機関誌の発行その他必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、東京都及びその周辺に住所又は勤務先を有する者で第2条の目的に賛同し、入会を申し出たものを会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 世話人 若干人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 監査役 2人
- (6) 顧問 若干人

2 役員は、総会において選任する。

3 会長は、世話人の中から、代表世話人を指名することができる。

(機関等)

第6条 本会の機関は総会及び役員会とし、総会は年1回、役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 本会に事務局を置き、会長の監督の下、庶務をつかさどる。

(会計)

第7条 本会の会計は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費を徴収するには、総会の議決を経ることを要する。

3 会長は、毎年度決算を調製し、監査役の審査を経て、総会に報告しなければならない。

4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成20年7月7日から施行する。